第４号中「１時間763円」を「１時間773円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月24日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間800円」を「１時間814円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間820円」を「１時間833円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成24年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間816円」を「１時間829円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間805円」を「１時間819円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間841円」を「１時間854円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間796円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

高知労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年高知労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

高知労働局長　伊津野信之

第４号中「１時間745円」を「１時間750円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月30日から効力を生ずる。

佐賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

佐賀労働局長　田窪　丈明

第４号中「１時間770円」を「１時間782円」に改める。

統　計

機械受注統計調査報告（平成26年９月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成25年10～12月	平成26年１～３月	４～６月	７～９月	平成26年６月	７　月	８　月	９　月
受　注　総　額	65,764	68,594	78,446	66,785	25,451	22,013	21,527	23,246
	（ －0.2）	（ 4.3）	（ 14.4）	（ －14.9）	（ 17.1）	（ －13.5）	（ －2.2）	（ 8.0）
	〔 15.9〕	〔 10.8〕	〔 26.9〕	〔 0.7〕	〔 30.3〕	〔 6.1〕	〔 0.4〕	〔 －2.4〕
民　需	28,822	30,577	27,527	28,930	8,513	9,906	8,678	10,346
	（ 2.0）	（ 6.1）	（ －10.0）	（ 5.1）	（ 0.5）	（ 16.4）	（ －12.4）	（ 19.2）
	〔 14.0〕	〔 18.5〕	〔 2.1〕	〔 3.5〕	〔 －4.9〕	〔 7.0〕	〔 －8.2〕	〔 9.0〕
〃（船舶・電力を除く）	24,442	25,474	22,824	24,110	7,458	7,717	8,078	8,316
	（ 1.9）	（ 4.2）	（ －10.4）	（ 5.6）	（ 8.8）	（ 3.5）	（ 4.7）	（ 2.9）
	〔 13.3〕	〔 16.4〕	〔 －0.4〕	〔 2.4〕	〔 －3.0〕	〔 1.1〕	〔 －3.3〕	〔 7.3〕
製　造　業	9,829	10,213	9,343	10,523	3,024	3,639	3,246	3,637
	（ 2.0）	（ 3.9）	（ －8.5）	（ 12.6）	（ 6.7）	（ 20.3）	（ －10.8）	（ 12.0）
	〔 14.8〕	〔 22.1〕	〔 4.1〕	〔 10.2〕	〔 －1.3〕	〔 13.4〕	〔 2.5〕	〔 13.4〕
非製造業（船舶・電力を除く）	15,052	14,898	13,905	13,737	4,441	4,250	4,704	4,783
	（ 4.9）	（ －1.0）	（ －6.7）	（ －1.2）	（ 4.0）	（ －4.3）	（ 10.7）	（ 1.7）
	〔 12.4〕	〔 11.8〕	〔 －3.1〕	〔 －2.7〕	〔 －4.1〕	〔 －7.4〕	〔 －7.0〕	〔 3.5〕
官　公　需	8,135	7,196	9,374	7,708	2,766	3,024	2,119	2,565
	（ －11.5）	（ －11.5）	（ 30.3）	（ －17.8）	（ －24.0）	（ 9.3）	（ －29.9）	（ 21.0）
	〔 14.4〕	〔 －9.1〕	〔 11.8〕	〔 －19.7〕	〔 6.4〕	〔 6.1〕	〔 －22.8〕	〔 －28.5〕
外　需	25,814	27,499	39,111	28,268	14,226	8,169	10,547	9,552
	（ －4.4）	（ 6.5）	（ 42.2）	（ －27.7）	（ 62.8）	（ －42.6）	（ 29.1）	（ －9.4）
	〔 18.4〕	〔 12.8〕	〔 61.0〕	〔 3.7〕	〔 87.5〕	〔 4.4〕	〔 14.9〕	〔 －4.7〕